

契約書第2条に基づき定める

令和8年度 健保連人間ドック健診検査項目表

	区分	項目	備考
必須項目	身体計測	身長	
		体重	
		肥満度	削除可
		B M I	
		腹囲	
	生理	血圧測定	原則2回測定値と平均値
		心電図	
		心拍数	
		眼底	両眼撮り
		眼圧	
		視力	
		聴力	簡易聴力
		呼吸機能	1秒率、%肺活量、%1秒量（対標準1秒量）
	X線・超音波	胸部X線	2方向
		上部消化管X線	食道・胃・十二指腸。4ツ切等8枚以上 *1
		腹部超音波	検査対象臓器は肝臓（脾臓を含む）・胆のう・膵臓・腎臓・腹部大動脈とする。但し、膵臓検出できない時はその旨記載すること。
	生化学	総蛋白	
		アルブミン	
		クレアチニン	
		e G F R	
		尿酸	
		総コレステロール	
		H D L コレステロール	
		L D L コレステロール	
		Non-H D L コレステロール	
		中性脂肪	
		総ビリルビン	
A S T (G O T)			
A L T (G P T)			
γ - G T (γ - G T P)			
A L P			
血糖（空腹時）			
H b A 1 c			

	区分	項目	備 考
必 須 項 目	血液学	赤 血 球	
		白 血 球	
		血 色 素	
		ヘ マ ト ク リ ッ ト	
		M C V	
		M C H	
		M C H C	
	血 小 板 数		
	血清学	C R P	定量法
		血液型 (A B O R h)	本人の申し出により省略可
		H B s 抗 原	本人の申し出により省略可
	尿	尿 一 般 ・ 沈 渣	蛋白・尿糖・潜血など 沈渣は、蛋白、潜血反応が陰性であれば省略可
	便	潜 血	免疫法で実施(2日法)
	問 診 ・ 診 察	医 療 面 接 (問 診)	医療職が担うこと(原則、医師・保健師・看護師とする)。問診票(質問票)は、特定健診対象者には特定健診質問票22項目を含むこと。
		医 師 診 察	胸部聴診、頸部・腹部触診など。 *2
	判 定 ・ 指 導	結 果 説 明	医師が担うこと。 受診勧奨、結果報告書、特定健康診査対象者には情報提供 *2
保 健 指 導		医療職が担うこと(実施者は「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.3版)」に準ずること。医師の結果説明の間での実施可とする)。 受診勧奨、結果報告書、特定健康診査対象者には情報提供 *2	
オ プ シ ョ ン 項 目	上 部 消 化 管 内 視 鏡	*3	
	乳 房 診 察 + マ ン モ グ ラ フ ィ	乳房診察は医師の判断により省略することも可。	
	乳 房 診 察 + 乳 腺 超 音 波		
	婦 人 科 診 察 + 子 宮 頸 部 細 胞 診	検体採取は医師が実施すること。	
	P S A		
H C V 抗 体	*4		

*1 X線検査を基本とする。本人及び保険者から内視鏡検査の申し出があった場合は、オプション項目に掲げる金額を加算し実施する。

*2 診察・説明・指導は、施設の実状を踏まえた効率的な運用を認める。なお、原則として医師による診察と結果説明は別々に行うこと。

*3 内視鏡検査を行う際は、別途、十分な説明のもとに本人から文書同意を取得すること。原則、鎮痛薬・鎮静薬は使用しない。

*4 厚労省の肝炎総合対策に基づき、未実施の場合は実施を推奨する。

<補足>本契約に含まれない検査の実施は、契約外の取扱いとなりますので、費用、支払方法などは健保組合および受診者にご相談ください。